

篠分けて袖濡れし中将の話

——『大和物語』特異章段考・補遺——

妹尾好信

『大和物語』の章段区分は、現在では一七三章段に分けることでほぼ定着している。普通大きく三系統に分類される現存諸伝本は、基本的にどれも同じ章段数と配列とを有していると言つてよい。

ただ、末尾の第一七三段は、これを持たない本があり（いわゆる勝命本）、またこの段の直前に『平中物語』に酷似する平中説話が九章段挿入された本（いわゆる御巫本・鈴鹿本。但し主人公を「右京のかみむねゆき」としている）や、この段のあとに別の平中説話を三章段付載する本（拾穂抄本・上田秋成校正本等）がある。勝命本には、第一四二段と第一四三段との間に独自の一章段が存する。このように必ずしもすべての伝本が同じ一七三章段から成るといふわけではないが、これらは特殊な例外といふべきである。二種の平中説話群はおそらくは『平中物語』（現存本とは異本関係にある）からの混入あるいは増補と見られるし、勝命本の一章段は明らかに注記が誤つて本文化したものである。したがつて、勝命本が末尾の一章段を欠くことを除いて、『大和物語』の章段構成は、現存本で見限り、まず一定の配列になる一七三章段と認めてよいのである。こ

れは、『伊勢物語』に、流布本の一二五章段本の他に、章段数の少ない塗籠本系や逆に多くの独自章段を持つ広本系の諸本など、章段数の異なる異本が種々存在するのはかなり様相を異にしている。『袋草紙』が『大和物語』について「和歌二百七十首此内連歌三首」と、現存本より二〇首余り少ない歌数を記している（連歌は現存本二首）ことなどに問題は残るが、早い時期から『大和物語』には章段の出入りがほとんどなかったものと考えられるのである。

ところが、中世期成立の書に、現行本には見えない話を『大和物語』の話として引用しているものがいくつもある。このことは早くから注目され、そのため、『大和物語』には現存本とは異なつた章段を有する特異な異本がかつては存在してはいたのではないかと考えられていた。

いったい歌物語のごとく短い和歌説話を並べ連ねた作品形態は、その性質上、後人によつて新たな章段の追加・挿入がなされやすい。『伊勢物語』の成立過程（片桐洋一氏の説）、また広本の存在などはその顕著な例であろう。私は、『大和物語』もその成立過程において、いったん第一部（第一四六段まで）が成立した後、第二部は別の複数の筆者によつて数章段ずつ追加する形で増補がなされ

たのではないかと考えている。^(五十一)しかしそれはあくまで現行の一七三

章段本の成立過程に関しての想定である。その後の増補は、一部伝本に見られる平中説話の増補ないし混入以外には確かなものはない。いずれの現存伝本にも見えない話を『大和物語』の記事として引用しているものについては、それらが確実に『大和物語』中に存在していたという証拠は何もないのである。疑問ありとせざるを得ない。

そこで私は、これまでに指摘されている『大和物語』の特異章段を取り上げて、果たしてそれが本当に当時存在していた『大和物語』の中にあつたのかどうか、そしてまた、それはいかなるわけでも『大和物語』の一章段として認識され引用されるに至つたのかという問題について、小考を試みたことがある。『国文学攷』第一二三号(昭六二・三)掲載の拙稿「『大和物語』特異章段考——石野広通『和歌感応抄』所引の一章段を中心に——」である。

その中で私は、まず、勝命本が載せる特異章段が、勝命本の親本とも言うべき九州大学蔵支子文庫本の該当箇所と比較するに、明らかに第一四二段の登場人物に関する注記として『後撰集』の贈答歌を引用したものが本文と誤認されたものと見られることを述べ、本来の独立した一章段ではなかつたと考えられることを論じた。これは、特異章段の形成には注記の混入というケースがあることを具体的に示した例であり、その目で見ると、他の諸文献が引用する『大和物語』の特異章段も、案外注記の混入として説明できるのではないかとの見通しを立てた。

そして、毘沙門堂本『古今集注』が卷一七・雑上(八六七)の「紫の一本ゆゑに武蔵野の草はみなながらあはれとぞ見る」の歌に関する注に、「大和物語云」として、舒明天皇の御時の笠清丸なる人物の

説話を要約して載せているのは、実は、現行本『大和物語』第三二段に載る源宗子の歌「あはれてふ人もあるべくむさし野の草とだにこそ生ふべかりけれ」について付された注記の中に、本歌たる「紫の」の歌にまつわる説話として掲げられたのが誤つて本文化した『大和物語』の伝本が存在していたか、あるいは注記を本文と誤認して引用されたものではないかと推測した。

さらに、同様に「河海抄」卷三「末摘花」に「宇治大納言物語云」として引用し、「大和物語にも此事あり」と記す平中畠塗譚は、第六四段の平中説話に付けられた注記の本文化ないし誤認によるもの、また同書卷一八「総角」に「伊勢物語」第四九段を引用し、「在大和物語云々」としているのも、第一二五段に載る忠岑の歌「わがやどのひとむらす、きうら若みむすび時にはまだしかりけり」についての注記を誤つたものと見られ、ともに『大和物語』の本来の一章段ではなかつたと考えるに至つた。

『大和物語』の特異章段は近世後期成立の歌書にも見え、石野広通『和歌感応抄』と渡辺重名『木柴の雪』両書が「鷹の餌袋」にまつわる歌話(『金葉集』卷九・雑上・二度本五六五・三奏本五五五)に載る「桜井尼」の歌を歌徳説話に仕立てたものを「大和物語」の話として引用しているが、これもおそらくは第一五七段に類話として注記された話を本文と誤認して引用したものであらうと思われる。

こうして、中世から近世期に成立した諸書に見える『大和物語』の特異章段は、いずれももとをたどれば現行の一七三章段から成る本に存在する章段に付された注記であつたらうとの結論に達したのである。

この考えはその後も変わらないのであるが、ここで私は、もうひとつの特異章段について検討しなければならぬ。

先の拙論では、毘沙門堂本『古今集注』が紹介する笠清丸の説話について考察したが、実は同書にはもう一例、『大和物語』にありとして現行本にはない歌話を載せている。迂闊にも、前稿執筆時には見落していたのである。卷一三・恋三(六二二)の業平の歌「秋の野に篠分けし朝の袖よりも逢はで来し夜ぞひちまさりける」に關する注に、次のようにある。^(注5)

註、アサノ袖ハ朝ノ袖也。此ハ大和物語ノコトヲ引テヨメル也。是モ二条后ニユケトアハサリケレハヨメル也。此歌ハ、中将桜田名河内国ナル女ニアハテ朝ノ袖ノミヌレテ婦シヲヨメリ。

「此ハ大和物語ノコトヲ引テヨメル也」と言っているから、業平の歌の本説として『大和物語』の話を指摘しているわけである。「此歌ハ、中将桜田名河内国ナル女ニアハテ朝ノ袖ノミヌレテ婦シヲヨメリ」というのがその『大和物語』の話の内容にかかわる部分である。さすれば、「中将桜田名」なる人物が河内国の女のもとに通つたが、逢えずに袖を濡らして帰つたという説話があつて、それに基づいて業平が二条の后と逢えずに帰つた翌朝に「秋の野に」の歌を詠んだというのである。現行の『大和物語』に見えない話であることは明らかであるが、これではいささか簡略に過ぎて、話の内容は判然としない。主人公の名の「中将桜田名」というのも妙である。

そこで、他の『古今集』^(注3)注釈書に類話を捜すと、東京大学蔵『古今和歌集聞書』に見出された。本書は三条西実隆筆かと言われ、「三

条西家における古今学の集大成と見られる」^(注4)ものである。これには各歌の注釈の末尾の余白に細字片仮名まじりで書き入れられた注があつて、これは実隆以後の何びとにかよる補注と見られるのであるが、本歌(六二二)の補注に次のようにある。^(注5)

サ、ワケシ、トシナノ中将也。物語アリ。女ノ処ヘ三年篠ノ中ヲ分テ通タル事ヲ書タル事ヲコ、ヘヨセテ、其袖ヨリモヒチマサリケルト心得ル也。伊勢物語ニハ、アハテコシ夜トアルヲ業平ノコソト改也。古今ニハ中将ノ故事ヲステ、秋ノサ、ワケシ朝ノ袖ヨリモアハテコシヨソヒチマサル也。

ここでは「物語アリ」とのみあつて、『大和物語』の名は見えない。主人公の男が「トシナノ中将」とある。毘沙門堂本『古今集注』が伝える「河内国ナル女」の語が消え、ただの女になつているが、代わりに「三年篠ノ中ヲ分テ通タル」と、時間的経過が具体的に記されている。しかしこれは明らかに同種の注である。が、ここに『大和物語』の名が見えないことは、かえつて毘沙門堂本のいう典拠の伝えに疑問が強くなる。

ところで、この「秋の野に」の歌は、東大本の注釈文中にもあつたごとく、『伊勢物語』にも載る歌である。第二五段であるが、この段は、本歌と、『古今集』で並んで次に載る六二三番の小町の歌「みるめなき我が身を浦と知らねばやかれなで海人の足たゆく来る」とを、昔男と「色好みなる女」との贈答歌にしたてた章段である。

それでは、『伊勢物語』の古注の中に、本段に関して同類の説話を記したものがないかと求めると、いわゆる冷泉家流の古注釈の中にあつた。

広島大学文学部国語学国文学研究室に所蔵される『伊勢物語』の

注釈書（但し、冒頭から第六七段までのみ）『千金莫伝』は今川了俊の著と言われ、特にその注釈文のうち、三字分ほど下げて書かれた補充部分は、師から受け継いだ説ではなく、了俊が自説を記した部分ではないかと考えられている。第二五段の三字下げ部分には、次のようにある。^{〔下〕}

^{〔下〕} 露分けしあさの袖とは
本説を思てよめるなり。

篠分しあまか袖とは、大和物語二曰、桜田の中將利名と云人、女を思ひかけてよなく通ひけれ共、さのみ帰りければ、篠分るあさの袖打ぬれける事を云なり。^{あさの袖とは朝なり。}

ここでは「大和物語」の名が明記されている。また、主人公の名が「桜田の中將利名と云人」とあって、毘沙門堂本「古今集注」の「中将桜田名」と東大本「古今和歌集聞書」の「トシナノ中将」とを合わせたような形になっている。

この広大本「千金莫伝」に別説を増補して作られたのが宮内序書院部藏「伊勢物語抄」、片桐洋一氏のいわゆる「冷泉家流伊勢物語抄」であるが、当然本書にも「千金莫伝」とほぼ同文の記事がある。こちらの方が「千金莫伝」よりも整った本文になっている。

哥の心、さ、わけし朝の袖とは、本説をおもひて説るなり。大和物語に云、桜田中将とし名といふ人、女を思て、夜なくかよひけれども、あはでのみかへりければ、篠わけし朝の袖うちぬれたる事をいふ也。あさの袖は朝の袖也。

毘沙門堂本「古今集注」の説が冷泉家流の「伊勢物語」古注の説に拠っていることは片桐氏も説かれて^{〔下〕}いるところであり、この桜田中将利名なる人物にまつわる説話を「大和物語」にありとする説は、冷泉家流の家説から出たものであるらしい。

さて、最近、徳江元正氏が、「室町文学集集Ⅰ」として、御架蔵の写本「伊勢物語註」（徳江氏による仮題）を翻刻刊行された（昭六二・三弥井書店。翻刻は石川透氏による）。内容は冷泉家流の注釈であるが、「千金莫伝」や書院部本「伊勢物語抄」とはそれほど近似していない。所載の説話がかなり潤色され、和歌の引用が多いのが特徴であるように見える。本書の第二五段の注釈の中に次のような一節がある。^{〔下〕}

篠分し袖と云ニ付テ、古事をかまいて説る也。大和物かたりニ、持統天皇ノ御宇ニ桜田ノ利名ノ中将と云人、上野ノ利根川ノ向二人ノむすめの有を忍ひく通ハる、也。篠原と河原とを行ニ、河原を行ハ遠く篠ヲ分レハ近シ。彼人常ニさ、を分しゆへ二人々篠分ノ中将と名付る也。其人ノ歌ニ、

へ篠わけは袖こそやれめ利根河の石ハふむともいさ河原より
此あまの袖ヲ思ひ合テよめる也。

「千金莫伝」や書院部本「伊勢物語抄」に比べると、叙述が格段に詳しくなっており、「大和物かたり」なる書の伝えの内容をかなり細かく知ることが出来る。主人公の名を「桜田ノ利名ノ中将と云人」としているのは前二書に等しいが、時代を「持統天皇の御宇」としていること、女の居所を「上野ノ利根川ノ向」としていることなどが新しい。女のもとに通う男が、篠原の道と河原の道との中から近い篠原の道をつねに選び、そのため世の人が男を「篠分ノ中将」と呼んだというのも本書独自の伝えで、説話的興味の拡大を示しているよう。が、特に注目すべきは、男の歌として「篠わけは」の歌を記していることである。これは今のところ他のいずれの古注にも見出されない歌である。本書の伝えの独自性の極まるところと言えよ

う。

但し、この歌を男の歌とするのは、どうもふさわしくない。男は篠を分ける煩をいとわず、近道である篠原の道を毎回通つて女のもとへ通つたとある。しかるに歌は、篠のために袖が破れるだろうからたとえ石を踏んでも河原の道を行こうという意であつて、説話の内容とは全く合致していないのである。女が篠を分けて通つてくる男をいたわつて詠んだ歌としてなら通じないでもないが、男の歌とするのはどうしても無理があらう。

この歌は、実は神楽歌である。「神楽歌」の「採物」の中の「篠」の末(一三)に、

篠分けば 袖こそ破れぬ 利根川の 石は踏むとも いざ川原

より いざ川原より

とある。また、『新勅撰集』巻九・神祇歌(五四四)に、

神楽のとりもの歌

ささわけば袖こそやれめとねがはのいしはふむともいざかほら

より

として載る歌でもある。徳江氏本「伊勢物語註」の記事は、「篠分けば」という語句の連想からこの古い神楽歌を強引に「桜田ノ利名ノ中将」の説話に付会したもののようである。女の居所を「上野の利根川ノ向」としたのは、この歌の「利根川の」とつじつまを合わせるためであらう。「篠原と河原とを行ニ」云々という設定もこの歌の歌句から思い寄つたものらしいが、説話の内容と歌意とがちぐはぐなことにまでは考えが及ばなかつたというところであらうか。

本来この話は、女のところに通つて行つても違ふことができずに、露と涙とで袖を濡らして空しく帰つたというところにポイントがあ

つた筈で、そうでなければ「秋の野に」の歌の本説とはなし難い。しかるに本書の記事ではその点が欠落してしまつてゐる。冷泉家流の古注を敷衍し、神楽歌などを持ち出した結果、肝心なところに破綻をきたしたと言ふべきであらう。

ところで、「持統天皇ノ御宇」と時代を特定したのは、必ずしも本書独自の設定ではないようである。陽明文庫蔵の「伊勢物語抄」も冷泉家流の古注釈書のひとつであるが、本段についての注釈文に、
さ、分しとは、持統天皇ノ御宇桜田利名中将トイフ人、女ヲ思テカヨヒケルガ毎朝ムナシク帰ルヲ、サ、ワケシアサノ中将ト云フ物語ニ書タルナリ。

其物語ノ心ヲ以テヨメリ。

とある由である。ここにも「持統天皇ノ御宇」と明記してゐる。ところが、「大和物語」の書名はなく、代わりに「サ、ワケシアサノ中将ト云フ物語」に書かれた話だと言つてゐる。「篠分けし朝の中将」とは、散逸物語の題名としていかにもありそうだが、これはおそらく、徳江氏本「伊勢物語註」の記すごとく世の人が男を「篠分け(し朝)の中将」と呼んだというような記事の説伝ではないかと思われる。「女ヲ思テカヨヒケルガ毎朝ムナシク帰ル」というのは、「千金莫伝」や書陵部本「伊勢物語抄」、さらには毘沙門堂本「古今集注」の記事と同内容で、「秋の野に」の歌の本説としてふさわしい。これがおそらくは冷泉家流古注の正統的な形であらうと思われる。そしてこの「桜田中将利名」の説話の典拠が「大和物語」にあるとする説も、書名を明記しない伝えもあつて問題は残るけれども、まずは冷泉家流の家説として確かに存在していたと見ることができようと思ふのである。

さて、それでは、この冷泉家流の古注釈が伝える「桜田中将利名」の説話がもし「大和物語」にあったとすると、それはいかなる性格の章段であろうか。

もちろん、この種の古注釈類が本説として引用する説話には荒唐無稽なものが少なくないのであって、その信憑性をまともに論ずるのは危険であるというよりはむしろ滑稽ですらある。本段に記された説話の場合も例外ではあるまい。桜田利名なる中将が実在した形跡は、持統天皇の御宇はもとより、古代・中世を通じて見当たらない。古代における桜田姓の人物としては、『日本古代人名辞典』（吉川弘文館）によると、『東大寺要録』卷二の神護景雲四年（七七〇）四月の記事に、「大和国員外目、従六下」として「桜田連春山」なる卑官の人物が見えることを記すのみである。中将という職名も、むしろ逆に業平からの連想で付けられた可能性がある。毘沙門堂本『古今集注』のごとく女を河内国の女とするのは、『伊勢物語』第三二段の河内通い伝説にヒントを得たものであるかも知れない。

話自体が業平歌の注釈のために創作されたものである可能性まで出てくると、典拠という「大和物語」云々の伝えもはなはだ怪しくなる。「大和物語」という書名は、古注釈類にしばしば引かれる「日本紀（記）」などと同様、ほとんど普通名詞的に用いられていると考えられるのであって、それが現存の「大和物語」や「日本書紀」を指すと見るのは見当はずれであるとも言われている。実際、この種の注釈に「日本紀（記）に云」として引かれる説話が実際に「日本書紀」に見出されることは稀だと言ってよい。

が、「大和物語」の場合はどうか。たとえば毘沙門堂本「古今集注」は四箇所に「大和物語」なる書の記事に言及している。そのうち一箇所は本稿で問題にしている「中将桜田名」の説話を紹介したものであり、もう一箇所は前稿で取り上げた「舒明天皇ノ御時」の「笠清丸ト云モノ」の話である。この二箇所は現行本「大和物語」に見えない話であるが、あとの二箇所はともに現行本に見える話である。ひとつは、卷一七・雑上（八七八）の「我が心慰めかねつ更級や姨捨山に照る月を見て」の歌に関する注釈として、

大和物語云、シナノ、国シラシナト云所ニアリケルオトコ、ワカウテハ、ニラクレテ、オハナムオヤノコトクニテアリケル。ソレヲメノイタクニクミテ、今マテシナテカク心ノサカナクトコロセキニ、キテユキテステ、ヨトノミツネハセメケレハ、ワヒテハヤマノミネノオリクヘクモナキニスカシキテカヘリニケリ。カクハシツレトモ、年比親ノ如クニテ相ツヘリツルヲ、イトカナシケレハ、コノ山ノカヒヨリ月ノイトアカウテイテタルヲナカメテヨメル。ワカ心ナクサメカネツ……………、サテ又イキテキテカヘリニケリ。

と記すもので、これは現行本の第一五二段の姥捨伝説をいくらか簡略化して記したものである。もうひとつは、卷一八・雑下（九九五）の「誰が榎木綿つけ鳥か唐衣龍田の山にをりはへて鳴く」の歌に付された注で、

此歌、大和物語ニ云、山トノクニナル人ノムスメヲ京カラキタリケルオトコカイマミテ、ミレハイトウツクシカリケレハ、馬ニカイノセテツツ山ニヤトリテ、草ノ上ニ女ヲイタキ、オトコノモノイヒケレト、イラヘモセテナキケリ。サレハオトコ、

タカミソキ……………、返事ニ、タツタ山イハネヲサシテ行水ノ
行エモシラスワカコトヤナク、トヨミテシニケリ。

とある記事で、こちらは現行本第一五四段をほぼ内容に忠実に略記
したものである。したがって、毘沙門堂本「古今集注」のいう「大
和物語」が現行の「大和物語」とは全く別な書だとは考えられない
のである。

また、あればど潤色の甚しい徳江氏本「伊勢物語註」も、もう一
箇所「大和物語」に触れた部分では、現行の「大和物語」に見える
話に近似した内容の説話を引用しているのである。すなわち、第二
三段の筒井筒の話の中の「もろともにいふかひなくてあらむやはと
て」云々という叙述に関して、次のように注釈を施しているのだ
る。

……次ニ、もろ共ニ云かひなくとハ、互ニ無力シタリと云心也。

就之大〇物かたりニ是ニ似たる事アリ。為才寛書謂ル昔難波ノ
里ニ世路ノ當ミ貧ニシテ世の中ヲ住うく思ふ夫婦アリ。此女思
ふやうハ、我か此家ニ夫婦ノ契約ヲなすゆへニ如此男も貧ニ成
程ニ、我レ家ヲ出たらハ、若シ男福貴ノ身と成ル事もやあらん
と思ひ、所詮撰政閨白ノ宮仕ヲもセント思ふと男ニ語る時、男
ハ、久ク相馴たる妻なれハ限なく名残おしく思へ共、女ノ云も
理ハリなれハ、ともかうもと云テ暇ヲ出す也。女も泣く家
ヲ出て京へのほり、宮仕せんと思ふか、先ツ住吉へ参らんと思
ひ、明神へ参り深ク貧なる事を祈り、其儘下向シ、閨白家ノ宮
仕ヲス。久ク奉公申す時、折節北方ノはかなく成せ給ふニ、閨
白殿彼宮仕女ニ心ヲカケ給テ北方ニスへ給フ。去ほとに、栄花
ニふけりにしへの貧なる事を打忘テ有り。其時女ノ思ふやう、

我住吉明神に祈申ニ依テか、る栄花ノ身となる間、願ヲ果し申
さんとて、あまた宮仕へノ者めしつれ参る也。折節道すからを
みるニ、男ノ有ルカ芦を刈テ居タリ。近ふ寄て見給ニ、我か昔
貧ニテそひたりける男也。其時男も女も互ニ目を見合たる計也。
女ノ思ふやう、我レニそはね共いつもの貧なりけるよと男を不
便ニ思ひ、女歌をよむ。

へあしからしよしとてこそハ別れつれ何か難波のうらハ住う

き

へ君まさであしかりなと思ふよりいと、なにはの浦ハすミ

うき 男返歌

歌ハ何もおもての如ク、かる芦を世中ノ悪苦ニなしてよめる也。

是ハ女か男ヲ憐愍也。是ハ互ニゆふかひなくて別る、と云ニ付
ての事也。……

長い引用になつたが、これは現行の「大和物語」第一四八段に見
えるいわゆる芦刈伝説である。女の仕えた所を「大和物語」では「あ
る人のやむごとなき所」とぼかしているのに対して「閨白家」と
特定している点、あるいは女が富貴になつたことを住吉明神の靈験
とし、「大和物語」では別れた夫を捜して難波へ被えがてら兒物に
行くとの口実で出かけたとしているのに比してこちらでは住吉明神
への願ほどきに出かけたとしている点、さらには末尾の歌の配置な
ど異なる点は多々あるが、それらはこの徳江氏本「伊勢物語註」に
特有な潤色と見られる。これによつて、本書のいう「大和物かたり」
も現行の「大和物語」と全く別種の書とは言えないと考えられるの
である。

この種の古注釈書が「大和物語」にありということからと言つて、そ

れを現存する『大和物語』と同一書と見、当時そのような章段を有する伝本が存在したなどと信ずるには足りないかと否定するのは簡単である。しかし、私は右のような理由から、あえて伝えを信じて、そういう話が書き付けられた『大和物語』の伝本が存在した可能性を考えてみたい。そして、もしかような話を載せる『大和物語』があったとするならば、それはやはり、現存本に存する章段に關しての注記が誤って本文化したもの、あるいは注記として書かれていたものを本文と誤認して古注釈類に引用されたものと考えるべきであろうと思うのである。

では、現存本に見られる章段のうち、この「桜田中将利名」の説話が注記として書き付けられる可能性があるのはいかなる章段であるうか。前稿で考察した他の数例がそうであったように、注記として書き加えられるのは類想歌ないし類似した設定を有する歌話である場合がまず考えられる。この説話の場合、男がひそかに女のもとへ通つたが逢えずに袖を濡らして帰つたという詠歌事情か、あるいは「篠を分けて」袖がひちたというような歌句を持つ歌を載せる章段が『大和物語』の中に存すれば、まずその段に關する注記として書かれた説話だと認めることができよう。が、残念ながらそのような章段は現行の『大和物語』には見出されない。

しかしながら、男女が密かに逢つた翌朝、袖が濡れたことを詠んだ歌を載せる章段は存在する。第一一四段である。

桂のみこ、七夕のころ、しのびて人にあひたまへりけり。さて、やりたまへりける。

袖をしもかさざりしかど七夕のあかぬわかれにひちにける
かな

とありけり。

通つて来た男ではなく、女性である桂の皇女（字子内親王）の歌であること、逢えずに帰つたのではなく、忍んで逢つた翌朝の詠であること、七夕が歌の重要なモチーフになつてゐることなどに、「桜田中将利名」の語（あるいはこれと関連付けられた業平の「秋の野の」の歌）とは大きな相違点がある。しかし、「桂のみこ」を男性と誤認する解釈が古くは存在した形跡があること、七夕と篠との間に連想關係が働きうることなどから、本段に關する注記として「桜田中将利名」の説話が記される可能性なしと思われるのである。他に、第一一〇段にも、

おなじ女、人に、

大空はくもらずながら神無月年のふるにもそではぬれけりとあつて、これも袖が濡れたことを詠んだ歌で構成されている。しかしながら、こちらは第一一四段の例のような連想關係は認められない。

いささか強引なきらいがないが、「桜田中将利名」の説話は、現行の『大和物語』第一一四段に類似説話として注記されたものであつて、それが本文に混入しないし本文と誤認されて『大和物語』の話として『古今集』や『伊勢物語』の古注釈書に引用されるに至つたものではないかと思考する次第である。

したがつて、現在のところ、中世・近世期成立の諸書が引用する『大和物語』の特異章段は、いずれも本来は現存本にある章段に關する注記であつたと考えることができるわけである。しかし、今後も新たな特異章段が見つかる可能性は少なくないであろうと思う。

（昭和六三年八月稿）

〔注〕

- 1 拙稿「大和物語」第二部の成立試論——章段追加成長過程の想定——「広島大学文学部紀要」第四五卷（昭五九・一二）。
- 2 引用は「未刊国文古注釈大系」4に拠る。私に句読点を加えた。以下同じ。
- 3 「東京大学国語研究室資料叢書」第九卷「古今和歌集抄出・古今和歌集聞書（昭六〇 汲古書院）に影印。
- 4 同右書「解題」（久保田淳氏執筆）に拠る。
- 5 引用は同右書に拠る。私に句読点を付した。
- 6 片桐洋一氏著「伊勢物語の研究」（資料編）（昭四四 明治書院）「解題」に拠る。
- 7 引用は直接原本に拠った。私に句読点を付した。
- 8 片桐洋一氏著「伊勢物語の研究」（研究編）（昭四三 明治書院）。
- 9 引用は注6掲出書に翻刻された本文に拠る。
- 10 注8に同じ。
- 11 引用は徳江元正氏編「室町文学纂集」I「伊勢物語註」（昭六二 三弥井書店）に拠る。私に句読点・傍注を付し、一部表記を改めた。以下同じ。
- 12 引用は小学館「日本古典文学全集」所収本に拠る。
- 13 引用は「新編国歌大観」第一卷（昭五八 角川書店）に拠る。勅撰集の歌番号は他もすべて同書に拠る。
- 14 引用は、便宜上、注8掲出書五五四頁の引用文に拠る。
- 15 引用は小学館「日本古典文学全集」所収本に拠る。以下同じ。

〔補注〕 実は、毘沙門堂本「古今集注」が「大和物語云」として

載せる「笠清丸」のことと類似した内容の説話を、徳江氏本「伊勢物語註」は、第四一段の注釈文中に、

日本記云、佐伯惟緒、伊男、是をも書、此人むさしの国二下テ死シタリケレハ、後ノ妻京より尋下テ死シタル所ヲ問ケレハ、武蔵野、中ニ有リト聞テ、男ノはかを尋行テ、ミレハ其墓ヨリ紫生タリ。此時女思やうハ、扱ハ我妻ハ紫ニ成リ給やと思ひ、紫ヲなつかしく思ふ也。さて帰るさニ見れハ、むさし野皆々紫也。

云々という形で載せている。毘沙門堂本「古今集注」では死んだのが笠清丸の武蔵介時代の現地妻とするのに対し、こちらは佐伯惟緒なる男が武蔵国で客死したとするという違いはあるが、同根の説話であること疑いない。これを「日本記云」と記している。改めて典拠の信憑性、ひいては「大和物語」「日本記」の固有名詞性にも疑問が持たれるが、この話が「大和物語」にあると言っても、それは注記の混入と考えられるのであって、本来「大和物語」とは直接関係のない話である。同じ話が他文献に載ることも当然あったであろうし、それが「日本記」なる書物であったとしても何ら不思議はないと思われる。

〔付記〕 前稿第三章（一九頁下段）において、私は、石野広通が『和歌感応抄』執筆に当たって引用に用いた「大和物語」のテキストを、「上下二冊で、上冊が三巻、下冊が二巻」という体裁か、あるいは「上下二巻で、それぞれ三分冊・二分冊」であったと見られ、五巻という構成は特異である」と書いた。が、かような体裁を持つ伝本

に『大和物語首書』五巻があることにその後気付いた。これは明暦三年(一六五七)三月に刊行された版本で、著者は一華堂切臨(和田以悦)。阿部俊子氏、校本大和物語とその研究(昭二九・増補版昭四九三省堂)に紹介があり、高橋正治氏『大和物語の研究』系統別本文篇下(昭四五 私家版、昭六三、臨川書店復刻)には翻刻と一部の影印がある。それによると、『和歌感応抄』に、「上之一」として第四五段、「上之三」として第一二五段・第一二六段、「下之一」として第一四五段・第一四六段、「下之二」として第一七二段を引用するそれぞれの巻序は、すべて本書に一致する。広通が引用に用いたのはこの『大和物語首書』と同形態の本であつたかも知れない。但し、『和歌感応抄』引用中の文『大和物語』独自異文を本書の本文と比べると、ほとんど一致して、やはり特異な本と言えらる。

——大分大学教育学部講師——